

医療法人久幸会 介護老人保健施設ニコニコ苑 料金表

〈介護予防通所リハビリテーション〉

令和3年4月1日～令和3年9月30日まで、新型コロナ対応特例(0.1%上乗せ)が施設サービス費に上乗せされます。(単位:円)

施設サービス費		
ひと月につき	要支援1	要支援2
		2,053円/月
サービス提供体制加算I	88円/月	176円/月
運動機能向上加算	225円/月	
合計 1割負担 (2割負担)	2,477円 (4,954円)	4,607円 (9,214円)
介護職員処遇改善加算I	4.7% (所定総単位数に乘じた単位数の1割)	
食事負担額	昼食510円 おやつ108円(希望される場合)	

(1)加算等の料金(介護保険適用の1日あたりの自己負担額)

項目	料金	条件	項目	料金	条件
サービス提供体制加算II(要支援1)	72円	1月につき	利用開始した12月を超えた期間減算	20円	要支援1の方
サービス提供体制加算II(要支援2)	144円		要支援2の方		
サービス提供体制加算III(要支援1)	24円	1月につき	科学的介護推進体制加算	40円	1月につき
サービス提供体制加算III(要支援2)	48円		選択的サービス複数実施加算I	480円	1月につき
栄養アセスメント加算	50円	1月につき	選択的サービス複数実施加算II	700円	1月につき
栄養改善加算	200円	原則3月以内、月2回を限度	事業所評価加算	120円	1月につき
口腔・栄養スクリーニング加算I	20円	6月に1回を限度	若年性認知症受入加算	240円	1月につき
口腔・栄養スクリーニング加算II	5円	6月に1回を限度	生活行為向上リハビリテーション実施加算	562円	開始月から6月以内 1月につき
口腔機能向上加算I	150円	1月につき			
口腔機能向上加算II	160円	1月につき			
事業所と同一の建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所リハビリテーションを行う場合の減算(要支援1)			376円	1月につき	
事業所と同一の建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所リハビリテーションを行う場合の減算(要支援2)			752円	1月につき	
介護職員特定処遇改善加算I	所定単位数に2.0%を乗じた単位数の1割		所定単位数(施設サービス費+上記各種加算)×20/1000		
介護職員特定処遇改善加算II	所定単位数に1.7%を乗じた単位数の1割		所定単位数(施設サービス費+上記各種加算)×17/1000		
介護職員処遇改善加算I	所定単位数に4.7%を乗じた単位数の1割		所定単位数(施設サービス費+上記各種加算)×47/1000		
介護職員処遇改善加算II	所定単位数に3.4%を乗じた単位数の1割		所定単位数(施設サービス費+上記各種加算)×34/1000		
介護職員処遇改善加算III	所定単位数に1.9%を乗じた単位数の1割		所定単位数(施設サービス費+上記各種加算)×19/1000		

(2)その他料金

①洗濯を苑で希望される場合(単位:円)

	一般料金	感染性料金
特 毛布、タオルケット	220	440
大 バスタオル・セーター・ズボン・シャツ類	108	216
中 シャツ・下ズボン・パジャマ類	54	108
小 タオル・エプロン・パンツ・靴下類	27	54

②生活物品の購入を苑で希望される場合

③理髪等を行った場合

④教養娯楽費

⑤その他(診断書代、証明書代)

【令和3年4月1日現在】